

さいたま市バリアフリー基本構想

基本構想改定の方針



基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 令和9年3月改定(予定)

■改定のポイント

【全体構想】

- 国のバリアフリー基本方針や移動等円滑化基準・ガイドラインの改定を踏まえた充実
- まちあるき勉強会や障害者団体等へのヒアリング、アンケート結果等の反映
- 推進地区から重点整備地区への移行可能性の確認

【重点整備地区の基本構想】

- 生活関連施設の更新やそれに至る経路の追加、重点整備地区の拡大
 - 旧3地区(大宮、北浦和、浦和地区)と新3地区(さいたま新都心・北与野、武蔵浦和、岩槻)との整合(小規模郵便局・銀行・スーパー等)
 - 新規供用開始予定の施設の追加(大宮門街、大宮サクラスクエア、桜木駐車場跡地、浦和力ル工、市役所新庁舎等)
- 特定事業の更新(未完了事業の再設定+意見等を踏まえた新規事業の追加)

【推進地区の基本構想】

- 区画整理の進展等に合わせた白図の更新
- 生活関連施設の更新(新規供用開始予定の施設を含む)やそれに至る経路の追加(与野中央公園スポーツ施設など)

PDCAサイクルの推進により、基本構想のスパイラルアップを図る

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第1章 はじめに

■ 1 バリアフリー基本構想策定の背景

1-1 社会的な背景

- 令和4年度以降の変化を追記
➤ 認知症基本法(R6施行)、手話施策推進法(R7施行)・手話言語条例、コロナ禍を経た社会変化等

1-2 バリアフリーに関する法整備

- 変更なし

1-3 バリアフリー法の改正について

- 国が示すバリアフリー化の第4次目標(令和12年末までの目標)を反映

1-4 バリアフリー環境を取り巻くさいたま市の現状

- 最新の人口、障害者数等の数値データを反映

1-5 さいたま市におけるバリアフリーに関する取組

- 策定経緯の更新、最新のバリアフリー化整備の実施状況を反映

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第1章 はじめに

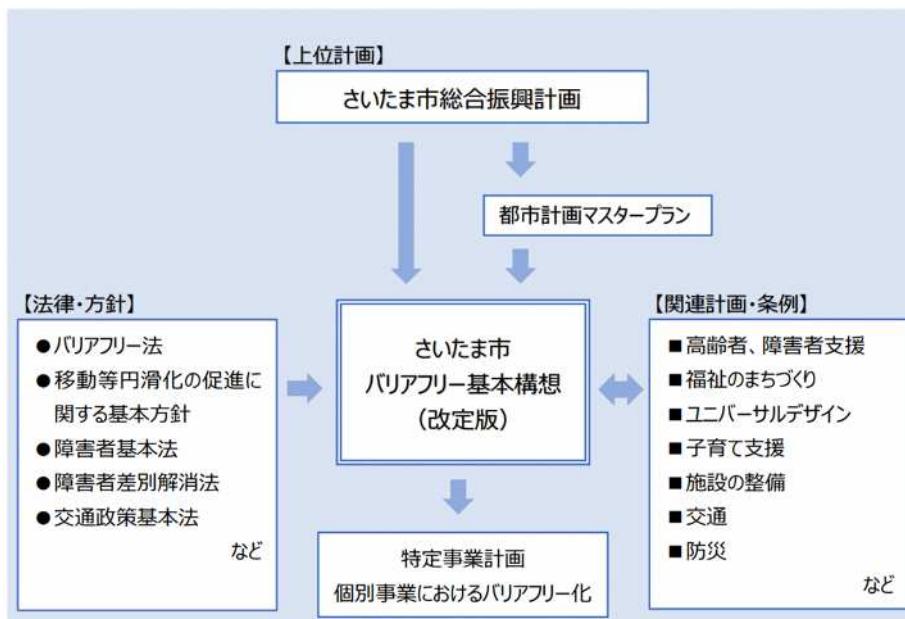
■ 2 バリアフリー基本構想の改定にあたって

2-1 バリアフリー基本構想の位置づけ

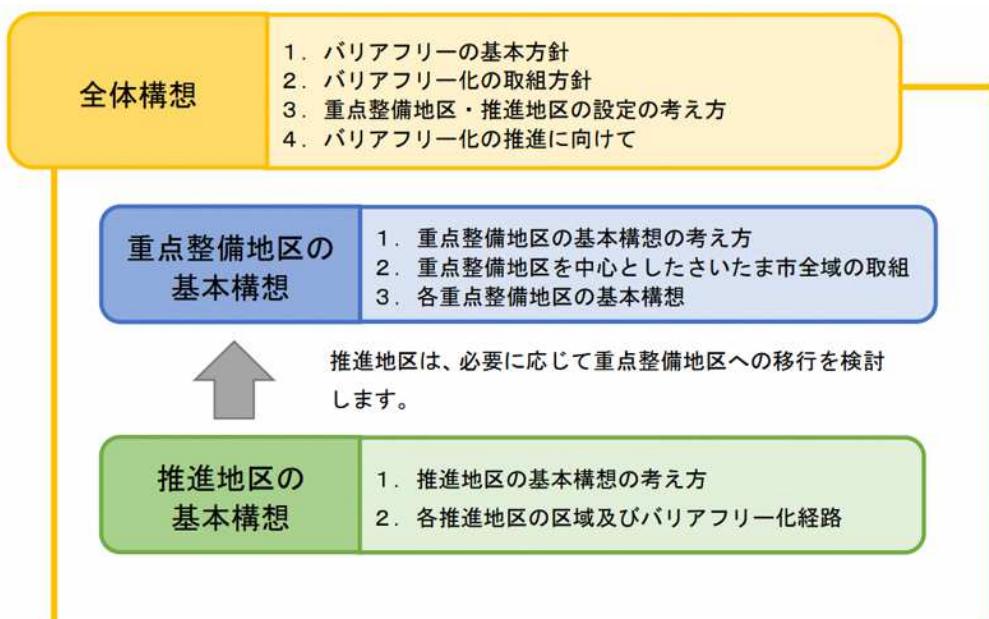
2-2 バリアフリー基本構想の構成

2-3 バリアフリー基本構想改定にあたっての考え方

- 2-1～2-3 変更なし



バリアフリー基本構想策定の位置づけ



バリアフリー基本構想の構成

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 1 バリアフリーの基本方針

1-1 基本理念と目標

1-2 バリアフリー化の整備イメージ

1-3 目標実現に向けたバリアフリー化の取組 方針

基本理念

「みんなが創って育てる共生のまち・さいたま市」

目標1：計画的なバリアフリー化施設の整備を進めます。

目標2：バリアフリーをみんなで理解し支えあう体制をつくります。

目標3：バリアフリー化施設や取組をみんなに伝えます。

バリアフリー基本構想の基本理念と目標

- 目標年度を令和8年度～令和12年度に更新
- 基本理念と3つの目標は変更なし
- 変更なし
- 聴覚障害者やロービジョン団体へのヒアリング、専門部会意見、昨年度実施したアンケート調査結果を踏まえて更新
 - バリアフリールートの複数化や無人化した改札における対応
 - イベント時の方針(視覚障害者誘導用ブロックをふさがないこと、普段のルートが使えないことへの事前告知等)
 - 災害時の方針(聴覚障害者への避難情報の提供、避難所での生活支援等) 等
- 移動等円滑化基準やガイドラインの改正を踏まえた更新
 - トイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー化の充実 等

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 1 バリアフリーの基本方針

基準改正の例

国土交通省からのお知らせ

国土交通省

2025年6月から建築物のバリアフリー基準が変わります!



見直しを行う3つの基準

- 1 車椅子使用者用トイレの設置数
- 2 車椅子使用者用駐車施設の設置数
- 3 車椅子使用者用客席の設置数

詳細は裏面をご覧ください

トイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準の改正に関する周知チラシ(国土交通省)

2025年6月1日以降に工事に着工する建築物が対象となります。

① 車椅子使用者用トイレの設置数

改正前	改正後
建築物に1以上	原則、各階に1以上

※床面積が1,000 m²未満の際、10,000 m²の際については別途規定

② 車椅子使用者用駐車施設の設置数

改正前	改正後
建築物に1以上	200台以下の駐車場 全体の2%以上 201台以上の駐車場 全体の1%+2以上

③ 車椅子使用者用客席の設置数

改正前	改正後
義務基準なし	400席以下の劇場等 2以上 401席以上の劇場等 全体の0.5%以上

※劇場等：劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂

車椅子使用者用トイレを設置した場合、容積率の特例の適用対象となります！

車椅子使用者用トイレの床面積の一部が不算入となります。
※特定行政庁の許可が必要となりますので、詳しくは特定行政庁にお問い合わせください。

改定内容に関する詳細は[こちら](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_f_000049.html)

建築物におけるバリアフリーについて
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_f_000049.html

建築物 バリアフリー

QRコード

発行：国土交通省 建築・都市局 (建設・整備部) TEL:03-6223-8711

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 2 バリアフリー化の取組方針

2-1 バリアフリー化に向けた取組の考え方

2-2 重点整備地区の設定

2-3 重点整備地区・推進地区におけるバリアフリー化の進め方

2-4 バリアフリー化に向けた取組の流れ

重点整備地区と推進地区

区分	駅名
重点整備地区 7駅6地区	大宮駅、北浦和駅、浦和駅、さいたま新都心駅・北与野駅、武蔵浦和駅、岩槻駅
推進地区 24駅25地区	与野駅、与野本町駅、南与野駅、中浦和駅、指扇駅、日進駅、宮原駅、東大宮駅、土呂駅、西浦和駅、南浦和駅、東浦和駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、東岩槻駅、鉄道博物館駅(大成)、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、浦和美園駅、西大宮駅、岩槻城址公園・岩槻文化公園

- 2-1、2-3、2-4 変更なし
- 既存の重点整備地区において、特定事業がすべて完了している状況ではないため、引き続き重点整備地区内の取組を推進していくことが重要
- 現行の基本構想改定時(R4.3)から、各推進地区の現況(道路や生活関連施設など)やまちづくり方針に大きな変化は確認できない
- 上記の理由により、今回の改定では推進地区から重点整備地区への移行については、状況を観測したいため、今回は当初想定していた中間年における小規模な内容変更として見直しを行う。
- 市内鉄道駅の乗降客の状況、高齢者人口、主要施設の立地状況を最新のものに更新
※データ更新については、改定直近のデータとしたいため、来年度(令和8年度)更新としたい。

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 2 バリアフリー化の取組方針

現行のバリアフリー基本構想における重点整備地区選定の考え方

【重点整備地区】

鉄道駅等を中心とした徒歩圏内に、官公庁施設、福祉施設等の高齢者・障害者等が日常生活で利用する生活関連施設が集積し、バリアフリー化事業を重点的かつ一体的に推進する地区

【重点整備地区の選定方針】

- 市内各鉄道駅周辺地区(駅を中心とした徒歩圏、駅から概ね1 km圏)について、以下の項目による総合評価を行い、バリアフリー化の優先度が高いと認められる地区を選定
 - 鉄道駅の乗降客数
 - 周辺の高齢居住者数
 - 生活関連施設(公共公益施設等)の立地状況
 - 都市の拠点性(都心・副都心)
- 重点整備地区の地域の偏りを避けるため、各地域の拠点性が高い地区を選定



現在の重点整備地区

大宮地区、北浦和地区、浦和地区、さいたま新都心・北与野地区、武蔵浦和地区、岩槻地区
(計7駅6地区)

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

※各地区推進率は速報版のため、変更の可能性あり

■ 2 バリアフリー化の取組方針

改定基本構想における重点整備地区

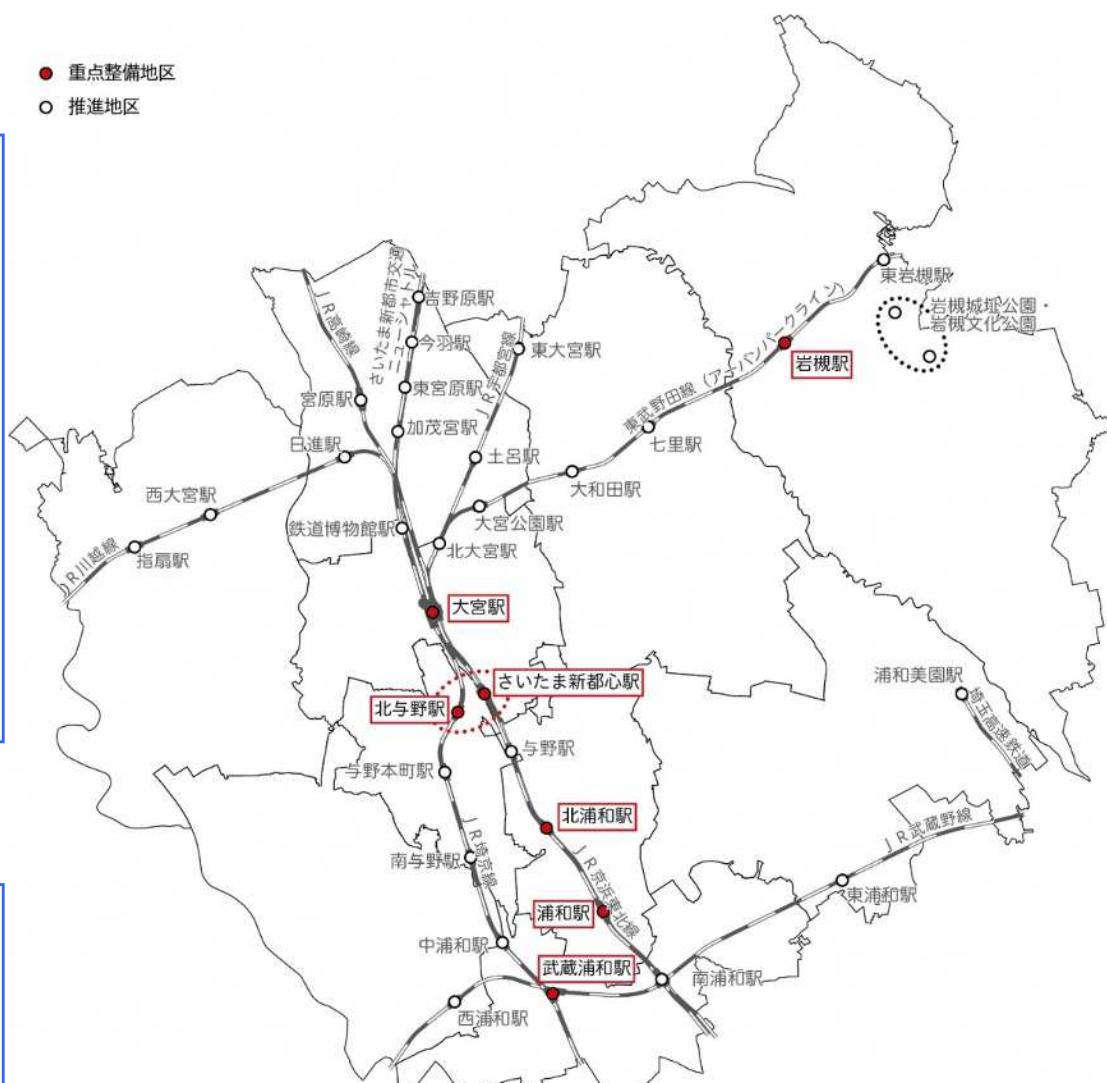
【バリアフリー化事業進捗状況】

- 重点整備地区のバリアフリー化事業進捗率: 61%(令和6年度末時点)
⇒一定のバリアフリー化は進んだが、更なるバリアフリー化に向けた取組を継続する必要がある。

各地区進捗率: (R6速報版より) ~~※~~
大宮地区(56%)、北浦和地区(60%)、
浦和地区(52%)、
さいたま新都心・北与野地区(64%)、
武藏浦和地区(65%)、岩槻地区(70%)

基本構想改定における重点整備地区選定方針

- 現在の重点整備地区を継続して選定し、引き続きバリアフリー化を推進する。
※現行基本構想と同様の方法で市内各駅周辺地区のバリアフリー化の優先度を再評価し、重点整備地区の継続が妥当か確認を行う。



重点整備地区及び推進地区位置図

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 3 重点整備地区・推進地区の設定の考え方

3-1 区域設定の考え方

3-2 生活関連施設設定の考え方

3-3 バリアフリー経路設定の考え方

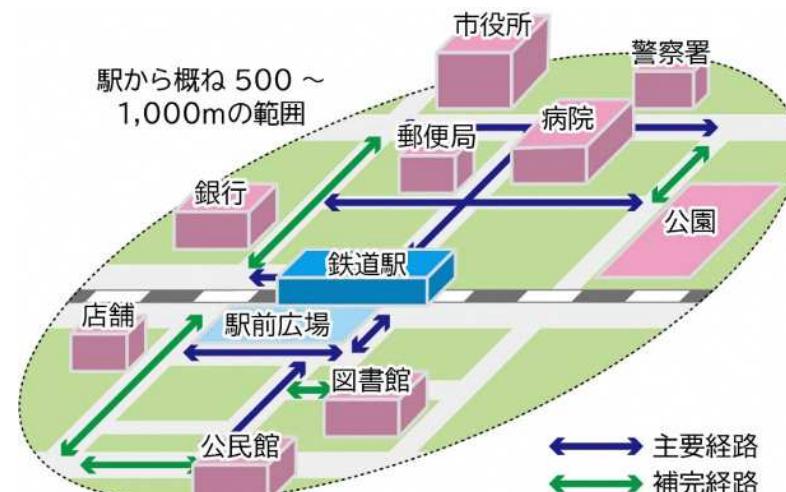
● 3-1～3-3 変更なし(目標年次の更新)

重点整備地区におけるバリアフリー経路の考え方

経路名称		経路の考え方
バリアフリー経路	バリアフリー主要経路 (生活関連経路)	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー経路の骨格軸となり、歩道や通路等の幅員の確保(1.5m以上)が可能な路線→原則として、令和7年度までにバリアフリー法に基づく基準等に沿つて事業を実施する(道路特定事業・その他の事業を設定)
	バリアフリー補完経路	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリーネットワークを補完する路線や、当面十分な幅員の確保が困難な路線→令和7年度までに可能な限りバリアフリー法に基づく基準等に沿った整備に取り組む(その他の事業を設定)

重点整備地区における生活関連施設の設定

生活関連施設		
施設種類	主要な施設	地区の状況を踏まえて設定する施設
公共・公益施設	市役所、区役所、税務署、健康センター、郵便局(支店)等	経路に接する小規模郵便局、銀行、信用金庫、農協等
文化・文教施設	コミュニティセンター、ホール、図書館、博物館、体育館、会議室等	特別支援学校、保育所、大学等
福祉施設	福祉センター、老人福祉センター、社会福祉協議会、高齢者、障害者施設、シルバー人材センター等	
医療施設	病院(病床数20床以上)	メディカルセンター等
商業施設	店舗面積10,000m ² 以上の大規模小売店	2,000m ² 以上の大規模小売店
公園	総合公園、運動公園、広域公園等	地区公園等
駐車場	市営駐車場、大規模集客施設に付随する駐車場(駐車の用に供する面積が6,000m ² 以上で、料金を徴収するもの)	



基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 4 バリアフリー化の推進に向けて

4-1 特定事業計画の策定

4-2 心のバリアフリーについて

(1)国が示す心のバリアフリーの目標

(2)さいたま市における心のバリアフリーの取組の強化

● 変更なし

(1)国が示す心のバリアフリーの目標

- 「『心のバリアフリー』用語の認知度」を最新に更新
- 第4次目標の指標が「『心のバリアフリー』用語の認知度」から、「『障害の社会モデル』の理解度」に変更されたこと等を追加

(2)さいたま市における心のバリアフリーの取組の強化

- 「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」(令和3年10月1日施行)を追加
- 埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)を追加
- 「さいたま市手話言語条例」が議決された(令和7年6月11日)ことを追加



高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に
向けたポスター(国土交通省)

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 4 バリアフリー化の推進に向けて

バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について【概要】(最終とりまとめ)

国土交通省

(赤字:現行目標から変更した箇所(削除箇所は二重取消線))

2030(令和12)年度末までの目標		2023年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
建築物	床面積の合計が2,000m ² 以上の特別特定建築物におけるバリアフリー化率	約64%	約67%	約70%	・床面積の合計が2,000m ² 未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ・公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
	当該年度に着工した2,000m ² 以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階(基本構想～実施設計)で当事者参画を実施した工事の割合	-	-	原則100%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率	約99%	原則100%	原則100%	
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	約66%	原則100%	原則100%	
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	50自治体 ※12	約350自治体 ※13	約350自治体 ※13	
	移動等円滑化基本構想の作成	334自治体 ※12	約450自治体 ※13	約450自治体 ※13	
	基本構想等を作成した自治体のうち、当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる自治体の割合 ※11	(約30%) ※12	-	約60%	
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度 「障害の社会モデル」の理解度 ^{※13}	約22%	約50%	約60%	
	両障害者・障害者家族が安心して暮らして過ごせる人の割合 障害のある人へ支援をしようする人の割合 ^{※13}	約81%	原則100%	原則100%	・移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるよう環境整備を推進する
	多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合 ^{※13}	-	-	原則100%	

※1 バリアフリー法に基づく公共交通移動等に関する基準第4条(移動等の便、情報機器、エレベーター等に対する対応)及び鉄道施設に関する公共交通移動等円滑化基準第18条の2への適合をもって算定。

※2 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。

※3 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第10条～12条への適合をもって算定。

※4 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～15条への適合をもって算定。また、トイレを設置している施設における割合。

※5 國土交通省集計値2,169番線

※6 名車両車両に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。

※7 2020年4月に施行されたバリアフリー基準(鉄道車両における車椅子スペースを1列車につき2ヶ所以上とするなど等を義務付け)への適合状況。

※8 2023年4月に施行された新たなバリアフリー基準(新幹線及び特急車両における車椅子スペース設置等を義務付け)への適合状況。

※9 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄道駅アクセスがない施設(指定空港(27空港))へのバス路線運行系統の枚数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合。

※10 タクシーの車両数に対するユーバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合。

※11 協議会等を活用して基本構想等の事前評議を実施している自治体及び基本構想等の見直し、等を実施している自治体(国にて5年以上基本構想等の事前評議や見直し等を実施していない自治体を除く。)

※12 2024年度末の実績値

※13 インターネットモニターアンケート公共交通機関を利用する際の配慮についてによる。

国の基本方針において、心の
リの指標、数値が更新され

- 「障害の社会モデル」の理解
- 障害のある人へ支援しよう
の割合
- 多様な他者とコミュニケーションをと
って行動しようとする人

国 の バ リ ア フ リ イ 基 本 方 針 に お け る 第 4 次 目 標

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 4 バリアフリー化の推進に向けて

● 利用者の義務(第5条)

立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。

● 管理者の義務(第6条)

利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知しなければならない。

※ 罰則規定はありません。

「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」の
内容(一部抜粋)



エスカレーターの安全利用を呼び掛けるポスター

取組の例

基本理念(一部抜粋)

- ① 手話が独自の体系を持つ言語であり、文化的所産であることを理解すること。
- ② 手話には地域で受け継がれてきた固有の表現があること及び手話を習得した年齢、背景等により多様な表現があることを理解すること。
- ③ ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

「さいたま市手話言語条例」の基本理念(一部抜粋)

埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)とは
障害のある方や高齢の方、妊娠婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設に設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度



基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 4 バリアフリー化の推進に向けて

4-3 他の関連計画との連携

- 更新された関連計画を最新のものに修正

4-4 バリアフリー基本構想策定後の推進・管理体制

- 変更なし
- 別途、特定事業計画の進捗管理を簡便・正確に実施できる方法を検討

4-5 段階的・継続的な取組

- 今年度実施予定のまちあるき勉強会(武蔵浦和地区、北浦和地区)、聴覚障害者やロビィジョン団体へのヒアリング、昨年度実施したアンケート調査の取組を追加
- 新設(改築)される公共施設について、計画段階での当事者参画の実施を位置づけ

4-6 今後のバリアフリー基本構想改定の考え方

- 変更なし

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第2章 全体構想

■ 4 バリアフリー化の推進に向けて

バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について【概要】(最終とりまとめ)

国土交通省

(赤字: 現行目標から変更した箇所(削除箇所は二重取消線))

2030(令和12)年度末までの目標		2023年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
建築物	床面積の合計が2,000m ² 以上の特別特定建築物におけるバリアフリー化率	約64%	約67%	約70%	<ul style="list-style-type: none">床面積の合計が2,000m²未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
	当該年度に着工した2,000m ² 以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階(基本構想～実施設計)で当事者参画を実施した工事の割合	-	-	原則100%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率	約99%	原則100%	原則100%	<p>その他、基本構想等の作成状況や地域の実情に鑑み、利用実態等を踏まえて可能な限りのバリアフリー化</p>
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスクートゾーンの設置率	約66%	原則100%	原則100%	
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	50自治体 ※12	約350自治体 (※13)	約350自治体 (※14)	
	移動等円滑化基本構想の作成	334自治体 ※12	約450自治体 (※13)	約450自治体 (※14)	
	基本構想等を作成した自治体のうち、当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる自治体の割合 ※11	(約30%) ※12	-	約60% ※13	
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度 「障害の社会モデル」の理解度 ^{※13}	約22% - ※13	約50% - ※13	約60% - ※13	
	障害者、障害者等の利用者で行けない人の場合は、障害のある人へ支援しようとする人の割合 ^{※13}	約81%	原則100%	原則100%	
	多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合 ^{※13}	-	-	原則100%	

※1 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条(移動経路の幅、傾斜路、エレベーター等)が対象となり軌道駅に限っては公共交通移動等円滑化基準第18条との2つの適合をもって算定。
※2 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条との適合をもって算定。
※3 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第10条～12条への適合をもって算定。
※4 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～15条への適合をもって算定。また、トイレを設置している施設における割合。
※5 國土交通省集計値2,169番地
※6 各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。
※7 2020年4月に施行されたバリアフリー基準(軌道駅に設ける車椅子スペースを1列車につき2か所以上とするなどを義務付け)への適合状況。
※8 2023年4月に施行された新たなバリアフリー基準(新幹線及び特急車両における車椅子用フレースペース設置等を義務付け)への適合状況。
※9 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港(27空港))へ入り(路線運行系統の枚数における、バリアフリーした車両を含む運行系統数の割合)。
※10 タクシーの総車両数に対するユーパーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合。
※11 地域会議等を活用して基本構想等の実施評価を実施している自治体及び基本構想等の見直し等を実施している自治体(直近5年以上基本構想等の実施評価や見直し等を実施していない自治体を除く)。
※12 2024年度末の実績値
※13 インターネットモニターアンケート(公共交通機関を利用する際の配慮について)による。

国のバリアフリー基本方針における第4次目標

国の基本方針において、新設建築物に関する目標が設定される見込み

- 2,000m²以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階で当事者参画を実施した工事の割合100%
- 「国等」には政令市が含まれる

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第3章 重点整備地区の基本構想

1 重点整備地区の基本構想の考え方

2 重点整備地区を中心とした さいたま市全域の取組

3 各重点整備地区の基本構想

3-1 大宮地区の基本構想

3-2 北浦和地区の基本構想

3-3 浦和地区の基本構想

3-4 さいたま新都心・北与野地区の基本構想

3-5 武蔵浦和地区の基本構想

3-6 岩槻地区の基本構想

- **特定事業の実施時期設定を更新**
短期：令和12年度まで
長期：令和12年度以降
検討中：実施時期・具体の方法等を今後検討する
継続：過去から継続、今後継続的に取り組む
- **特定事業の実施に関する基準・条例・ガイドライン等を更新**
- **庁内所管課と調整し、必要に応じ取組を更新**
 - 現在は教育啓発特定事業が中心
 - 情報バリアフリーや、道路へのベンチの設置等
- **各地区の概要を現況に合わせて更新**
- **生活関連施設の設定条件に当たる施設が新設された場合は、施設管理者と調整のうえ追加、既存の生活関連施設の移転や閉業等にあわせて更新**
- **3-1～3-3の地区と3-4～3-6の地区的生活関連施設の位置づけの整合を図る**
- **生活関連施設の更新にあわせて、必要に応じてバリアフリー経路を更新**
- **白図を最新のものに更新**
- **施設管理者と調整のうえ、特定事業を設定**
※完了事業も位置づけを残す

基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第3章 重点整備地区の基本構想

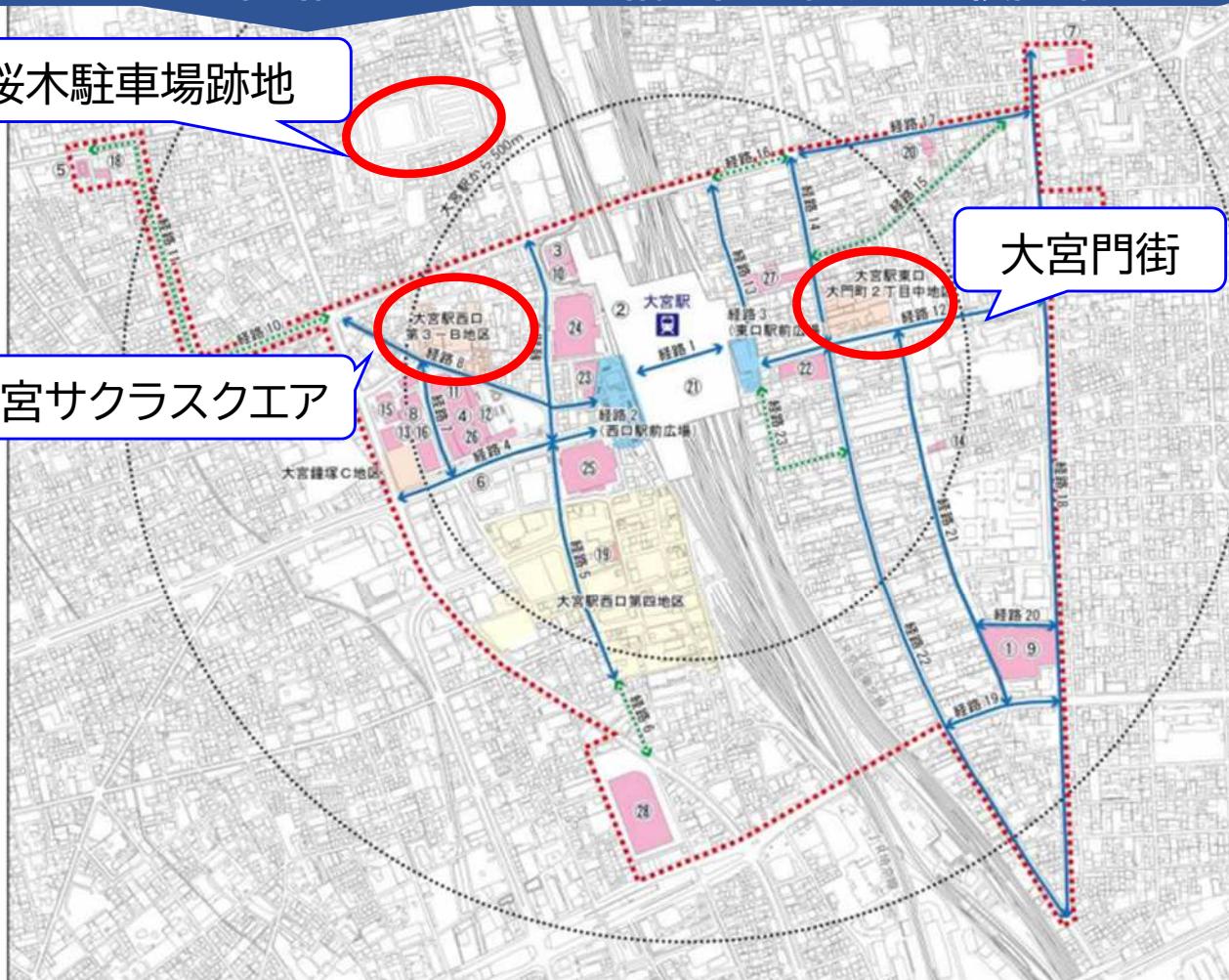
例)大宮地区

- 大宮門街、大宮サクラスクエア、桜木駐車場跡地等の生活関連施設への追加
- それに至る経路の追加、重点整備地区の拡大 を検討・調整

桜木駐車場跡地

大宮門街

大宮サクラスクエア



大宮地区

公共・公益施設

- ①大宮区役所（大宮区保健センター他）
- ②大宮駅支所
- ③消費生活総合センター
- ④埼玉県バースポートセンター
- ⑤ハローワーク大宮
- ⑥ハローワークプラザ大宮

文化・文教施設

- ⑦さいたま市立博物館
- ⑧生涯学習総合センター
- ⑨大宮図書館
- ⑩大宮情報文化センター（JACK大宮）
- ⑪さいたま市大宮ソニック市民ホール
- ⑫埼玉県産業文化センター（ソニックシティホール）
- ⑬男女共同参画推進センター
- ⑭大宮中部公民館
- ⑮桜木公民館
- ⑯桜木図書館

福祉施設

- ⑪老人福祉センターあずま荘
- ⑯埼玉点字図書館及び埼玉盲人ホーム
- ⑰子育て支援センターおおみや

医療施設

- ⑯宇治病院

商業施設

- ①ルミネ大宮
- ②大宮タカシマヤ
- ③アルシェビル
- ④DOMショッピングセンター
- ⑤そごう大宮店
- ⑥パレスホテル大宮
- ⑦大宮ラクーン
- ⑧ホームズさいたま中央店

■ 重点整備地区

バリアフリー経路

■ 生活関連施設

主要経路

■ 地区画整理事業

補完経路

■ 市街地再開発事業

駅前広場

0 100 200

500m



基本構想の改定

さいたま市バリアフリー基本構想 見直しのイメージ

第4章 推進地区の基本構想

1 推進地区の基本構想の考え方

- 変更なし

2 各推進地区的区域及びバリアフリー化経路

2-1 推進地区

2-2 バリアフリー化整備の基本的な考え方

- 目的施設の設定条件に当てはまる施設が新設されている場合は施設管理者と調整のうえ追加、既存の生活関連施設の移転や閉業等にあわせて更新
- 目的施設の更新にあわせて、必要に応じてバリアフリー経路を更新
- 白図を最新のものに更新

基本構想の改定

基本構想の目標年次以降を見据えた今後の展望

■改定スケジュール

- トイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準の改正(R7.6.1施行)
- さいたま市手話言語条例の制定 (R7.6.11) 等

国の基本方針における第4次目標期間
(R8~12年)となる見込み

スタート
令和3年度

改定目標
令和8年度

改定目標
令和13年度

期間	5年間		5年間						
年度	R3～R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
①事業進捗管理・見直し (特定事業の進捗把握)	● (前年度実績の確認)	●	※改定後、一部事業は2年に1度実施 (R6実績R7見込み、R12までの短期施策確認)	● (R8R9実績の確認)	●	● (R11までの実績R12見込み、R17までの短期施策確認)			
②利用者アンケート調査 (利用者目線での全体評価)	● (R6本調査)				● ※5年に1度実施				
③まちあるき勉強会 (利用者目線での個別評価)	● (R5大宮地区)	●	●	●	●	●	●	●	※重点整備地区各エリアを順次実施(エリア内の新規追加施設も併せて確認)
④意見収集・ヒアリング	● (R6ヒアリング)	●	●	●	●	●	●	●	※市民からの意見を随時整理(当事者団体等からヒアリングも実施)
基本構想の見直し	● (準備)	● (素案作成)	● (改定)	○ (次期改定に向けた方向性検討)	○	● (準備)	● (素案作成)	● (改定)	反映
バリアフリー専門部会	●	●	●	●	●	●	●	●	反映